議第21号

三島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案

三島市放課後児童クラブ条例(平成15年三島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び使用料」を「等」に改める。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第2項を削る。

第5条第1項を次のように改める。

児童クラブの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第7条中「市長又は」及び「(以下「市長等」という。)」を削る。

第8条及び第9条中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第10条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項を次のように 改める。

児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

第10条第2項を削り、同条第3項中「使用料を市長(利用料金にあっては、指定管理者)」を「利用料金を指定管理者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第11条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条中「市長等」を「指定管理者」に、「使用料等」を「利用料金」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(市長による管理)

第13条 第7条から第11条まで(第10条第3項を除く。)の規定は、指定管理者に 代わって、市長が児童クラブの管理を行う必要が生じた場合について準用する。 この場合において、第7条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは 「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「納付 等」とあるのは「納付」と、同条第1項中「児童クラブの利用に係る料金(以下 「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「金額の範囲内において、 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」とあるのは「額とする」と、 同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは 「市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中 「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読 み替えるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第10条関係)

利用の区分	単位	金額
8月以外の月	1月	5,000円。ただし、同一世帯に属する2人目の
		利用者にあっては2,500円、3人目以降の利用
		者にあっては無料とする。
8月	1月	8,000円。ただし、同一世帯に属する2人目の
		利用者にあっては4,000円、3人目以降の利用
		者にあっては無料とする。
土曜日	1日	500円
延長利用	1回	150円

備考 「延長利用」とは、規則で定める時間における児童クラブの利用をい う。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三島市放課後児童クラブ条例第7条の規定により承認を受けている者は、改正後の三島市放課後児童クラブ条例の規定により 承認を受けた者とみなす。

令和4年2月15日提出

三島市長 豊 岡 武 士